

## 議案第36号

### 養父市国民健康保険条例及び養父市後期高齢者医療に関する条例 の一部を改正する条例の制定について

養父市国民健康保険条例及び養父市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年4月16日提出

養父市長 広瀬 栄

#### 養父市条例第 号

### 養父市国民健康保険条例及び養父市後期高齢者医療に関する条例 の一部を改正する条例

(養父市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 養父市国民健康保険条例（平成16年養父市条例第152号）の一部を次のように改正する。

第8条から第14条までを3条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の3条を加える。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第8条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）

の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第9条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第10条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により、市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

（養父市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第2条 養父市後期高齢者医療に関する条例（平成20年養父市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8） 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の  
受付

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条及び附則第2項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年5月1日から施行する。ただし、第1条及び第2条の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

(養父市国民健康保険診療所条例の一部改正)

- 2 養父市国民健康保険診療所条例（平成16年養父市条例第153号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条」を「第11条第2項第2号」に改める。



議案第36号 養父市国民健康保険条例及び養父市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第1条 養父市国民健康保険条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(結核医療付加金)</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>(結核医療付加金)</p> <p>第7条 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u></p> <p>第8条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。</p> <p>3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(保健事業)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(国民健康保険税)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>第14条 (略)</p>	<p><u>等との調整)</u></p> <p>第9条 <u>新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</u></p> <p>第10条 <u>前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により、市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。</u></p> <p>(保健事業)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(国民健康保険税)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>第17条 (略)</p>

第2条 養父市後期高齢者医療に関する条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p>	<p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8)</u> <u>広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p><u>(9)</u> (略)</p>

附則第2項 養父市国民健康保険診療所条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第1条 国民健康保険の被保険者に対し療養の給付を行うため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条第1項及び養父市国民健康保険条例(平成16年養父市条例第152号) <u>第14条</u>の規定により診療施設を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 国民健康保険の被保険者に対し療養の給付を行うため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条第1項及び養父市国民健康保険条例(平成16年養父市条例第152号) <u>第11条第2項第2号</u>の規定により診療施設を設置する。</p>